

北海道告示第10828号

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和6年5月13日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その11)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業 中山間地域等において、地域の創意工夫にあふれる取組等地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を実施するため、事業予算の範囲内で農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)を交付する。				農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。)	農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	
(1) 元気な地域創出モデル支援	市町村 農林水産省農村振興局長が別に定める要件を満たす地域協議会	市町村、地域協議会が北海道農山漁村振興事業(中山間地農業推進対策)を行う場合における農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例を創出するための中山間地農業を元気にする取組等に要する経費	定額 事業実施主体当たり助成単価 (単年度当たり1,000万円まで)に当該支援の事業年数を乗じた額を上限とする。					